

○財務省告示第百八十五号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平  
 成二十六年五月二十日に発行した割引短期国債の  
 発行条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十六年六月五日  
 財務大臣 麻生 太郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行の最低額	振替単位	発行日	発行価格	償還期限
国庫短期証券（第四百五十三回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本銀行による借換えのための引受け	額面金額で百八十八億円	千円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	平成二十六年五月二十日	額面金額百円につき九十九円九十六銭五厘	平成二十七年五月二十日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に

十 十 十  
三 二 一

払 場 元 償  
込 所 金 還  
期 支 金  
日 払 額

平 日 額 償  
成 本 面 還  
二 銀 金 金  
十 行 額 を  
六 百 支  
年 円 払  
五 に う  
月 つ 。  
二 き  
十 百  
日 円